令和6年度(2024年度)東海市地域防災計画の修正要旨

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の 計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるとき は、修正しなければならないとされている(災害対策基本法第42条)。

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている(災害対策基本法第16条)。

2 修正概要

- (1) 愛知県地域防災計画(令和6年6月修正)に基づく修正
- (2) 市の実情に合わせた修正

3 修正要旨

計画名	愛知県地域防災計画(令和6年6月修正) に基づく修正		市の実情に合わせた修正	
風水害等 災害対策 計画	1	災害中間支援組織との連携	1	表記の整理
	2	福祉避難所の整備	2	文教施設における非構造部材
	3	要配慮者支援対策		の整備に関する記載の削除
	4	救護所の表記統一	3	する記載の削除 被害状況等の伝達要領(水道
	5	医療救護対策		
	6	住宅の応急修理の実施方法	4	
	7	被災者等の生活再建等の支援	_	施設)の変更
		措置	5	港湾管理者の措置に関する記載の恋恵
				載の変更
	1	災害中間支援組織との連携	1	表記の整理
	2	救護所の表記統一	2	市町村防災支援システムに関
	3	福祉避難所の整備		する記載の削除
地震	4	要配慮者支援対策	4	被害状況等の伝達要領(水道
災害対策	5	地震に関する情報		施設)の変更
計画	6	医療救護対策	5	港湾管理者の措置に関する記
	7	住宅の応急修理の実施方法		載の変更
	8	被災者等の生活再建等の支援		
		措置		
原子力	1	発電所の稼働状況		
災害対策	2	飲料水・食品等の摂取制限等		
計画		の措置		